

## P R T R データ集計結果（平成 1 6 年度）

### (1) 背 景

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）が公布された。

本法で定められたP R T R制度では、政令で定める354種類の化学物質（第一種指定化学物質）を取り扱い、かつ、政令で定める届出要件（業種、従業員数、取扱量）を満たす事業者は、1年間にどのような物質をどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物としてどれだけ移動したかを県を経由し国へ報告することとなっている。

国はそれを集計し、家庭や農地、自動車などから排出される化学物質の量を推計し、合わせて公表することとなっている。

この制度により、事業者が、自らが排出している化学物質の量を把握することによって、化学物質排出量の削減への自主的な取組が促進されることが期待される。

また、P R T Rデータを利用して、県民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容等について、話し合いながら協力して化学物質対策を進めていくことが期待されている。

### (2) P R T R 制度による排出量の把握

#### ア 届出件数

化学物質排出把握管理促進法に基づく16年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出事業所数は、表1のとおりであり、本県は全国の約1.9%を占めている。

表1 届出事業所数

年 度	栃 木 県	全 国
14	696	34,497
15	791	41,079
16	753	40,341

#### イ 環境への排出量

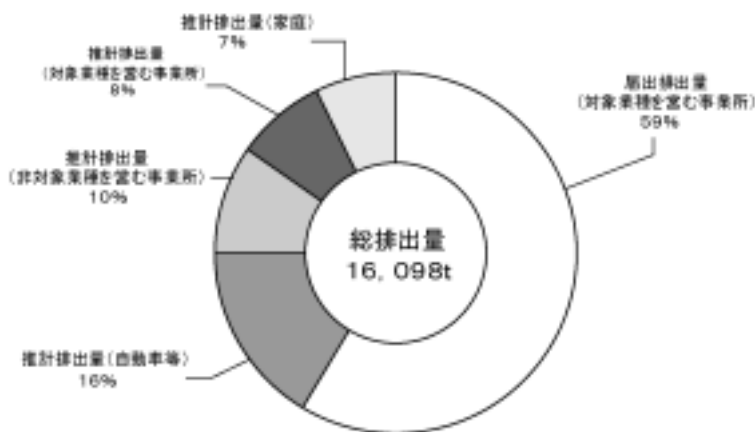
16年度の県内の届出排出量と推計排出量を合わせた総排出量は、16,098t（15年度は15,599t）である。届出排出量は全体の59%（同60%）を占め、それ以外から排出される推計排出量は41%（同40%）であった。（図1）

届出排出量の内訳は、大気への排出99%（同99%）、公共用水域への排出1%（同1%）であった。

発生源別の内訳をみると、事業所（製造、販売、サービス業、農業等）からの排出割合が77%（同77%）、家庭から7%（同8%）、自動車等から16%（同15%）であった。

なお、これらの数値については、全ての事業者を対象としていないことや、推計により算出したものも含まれていることなどから、その精度に一定の限界があることに留意する必要がある。

図1 発生源別割合（届出・推計）（16年度）



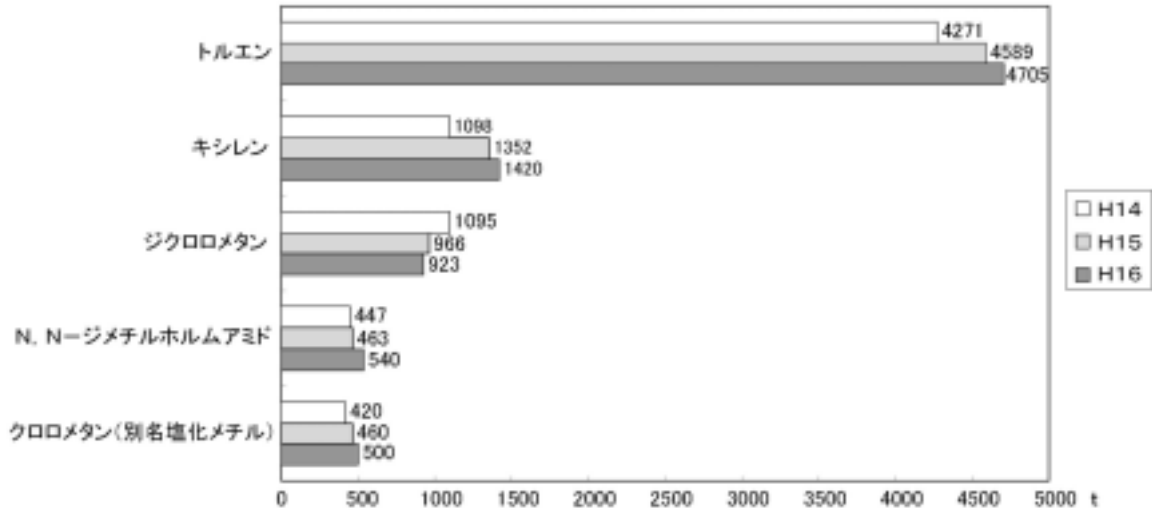
(ア) 届出排出量

a 大気への排出量

県内の事業所から届出のあった大気への排出量9,343t(15年度は9,237t)の上位5物質を図2に示す。排出量の多い物質の主な用途は次のとおりである。

- (a) トルエン：塗料やインキの溶剤、ガソリン成分、合成原料
- (b) キシレン：塗料の溶剤、ガソリン・灯油成分、合成原料
- (c) ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)：金属脱脂の洗浄剤

図2 大気への排出量(届出)(16年度)

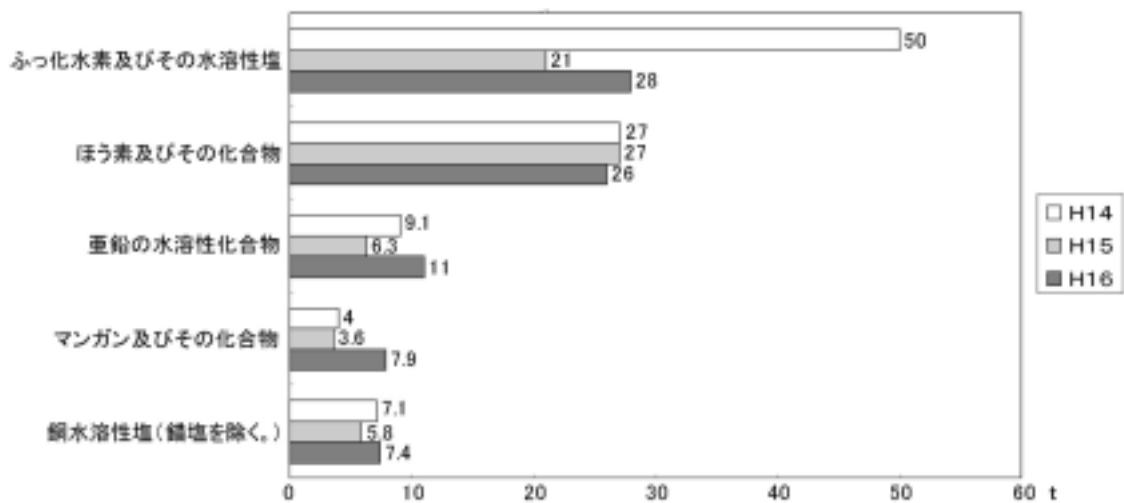


b 公共用水域への排出量

県内の事業所から届出のあった公共用水域への排出量108t(15年度は91t)の上位5物質を図3に示す。排出量の多い物質の主な用途は、次のとおりである。

- (a) ふっ化水素及びその水溶性塩：金属・ガラスの表面処理剤
- (b) ほう素及びその化合物：ガラス添加剤、消毒剤
- (c) 亜鉛の水溶性化合物：乾電池、金属表面処理剤

図3 公共用水域への排出量(届出)(16年度)



c その他

土壌への排出は無く（15年度は28kg）、届出事業所における埋立も無かった。

(1) 推計量

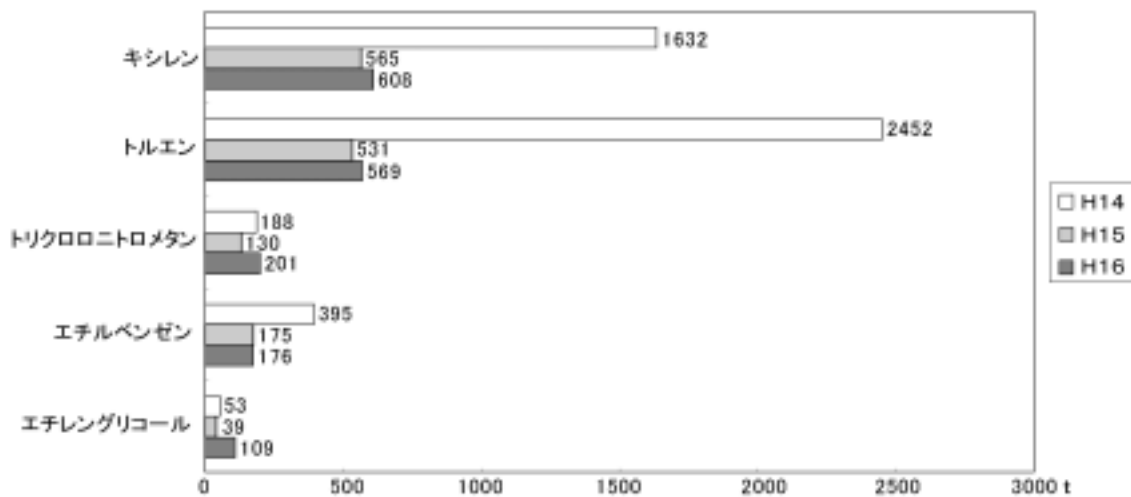
a 届出の必要のなかった事業所からの推計排出量

届出要件（業種、従業員数、取扱量）を満たしていないために、届出をする必要のなかった事業所からの推計排出量2,842t（15年度は2,619t）の上位5物質を図4に示す。

排出量の多い物質の主な用途は、次のとおりである。

- (a) キシレン：塗料の溶剤、ガソリン・灯油成分、合成原料
- (b) トルエン：塗料やインキの溶剤、ガソリン成分、合成原料
- (c) トリクロロニトロメタン：農薬

図4 届出の必要のなかった事業所からの推計排出量（推計）（16年度）

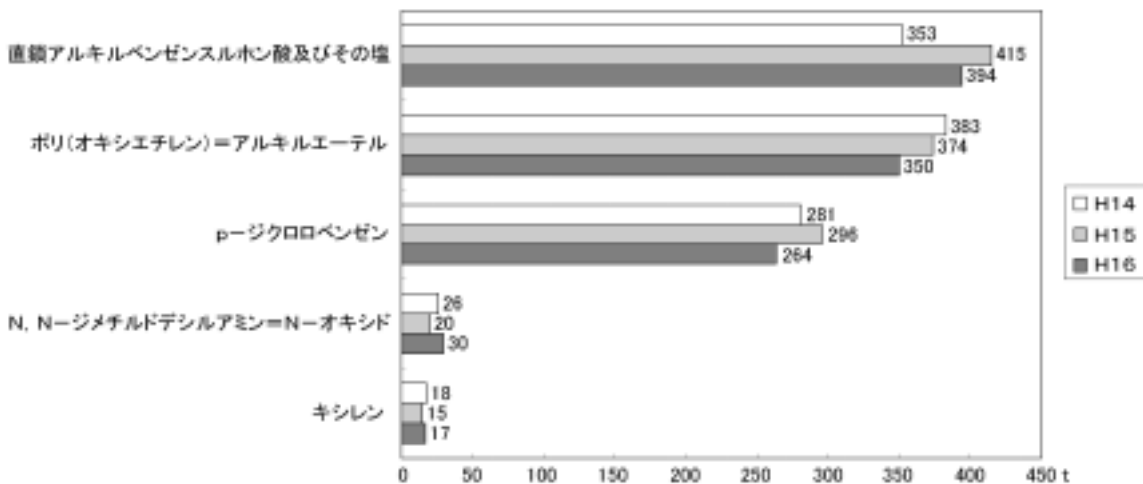


b 家庭からの排出量

県内の家庭からの推計排出量1,168t（15年度は1,229t）の多い上位5物質を図5に示す。排出のあった物質の主な用途は、次のとおりである。

- (a) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：界面活性剤（洗剤成分）
- (b) ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル：界面活性剤（洗剤成分）
- (c) p-ジクロロベンゼン：衣類用防虫剤

図5 家庭からの排出量（推計）（16年度）



c 自動車等からの排出量

県内の自動車等（自動車・二輪車・特殊自動車等）からの排ガスに含まれる推計排出量 2,638t（15年度は2,423t）の多い上位5物質を図6に示す。

図6 自動車等からの排出量（推計）（16年度）

